

令和4年4月1日

入居者の皆様へ

千葉県住宅供給公社

滞納家賃等の収納業務について

令和4年4月1日から、県営住宅の滞納家賃等収納業務を、当社が受託することとなり、下記のとおり変更がございますので、ご案内いたします。

記

変更内容

- (1) 滞納家賃等のお支払い及び分割払いの相談窓口が、下記のとおり変更となります。
- (2) 家賃等特別徴収員についても、千葉県住宅供給公社の職員として各住戸へ伺うこととなります。なお、皆様のお支払い方法に変更はございません。
- (3) 家賃等の支払いに係る一部の書類の発出者が、「千葉県知事」から「千葉県収納事務受託者千葉県住宅供給公社理事長」に変更となります。

留意点

ご相談いただく方の滞納家賃の月数及び滞納額に応じて、千葉県県土整備部都市整備局住宅課県営住宅滞納対策班をご案内する場合がございます。

問合せ先

千葉県住宅供給公社
県営住宅管理部滞納対策課
電話043-222-9187